

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和2年11月6日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について
令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について

3 審議案件

教委第40号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関わる
意見の申出について

教委第41号議案 令和2年度一般会計予算案（12月補正）に関する意見の申出
について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○11/2 スクールミーティング

○11/2 「プロ野球ドラフト会議 supported by リポビタンD」(10/26)において
指名された横浜市立横浜商業高等学校の生徒による教育長表敬訪問

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

○懲戒処分に対する人事委員会の裁決(取消し)について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 学校の様子について

体育祭・運動会の実施状況について

(1) 実施した場合（今後実施予定の場合を含む）

ア 感染予防のための措置内容の例

- ・プログラムを精選して、走競技及び演技等に絞る。午前中のみ短時間実施。
- ・器具・用具の共有使用を避ける。例えば、玉入れは、初めから両手に玉を持っているものを投げることとして、拾って投げないなど。
- ・分散登校として、学級を複数チームに分けて実施する。
- ・児童生徒の観覧スペース内で、相互に距離を確保する。
- ・保護者の観覧スペースは設けない、または、限定して設置する。
観覧を可とする場合は、学年ごとに入れ替え制にしたり、人数を制限したりするなど、少人数、短時間の条件付とする。
- ・来賓、敬老席等は設置しない。
- ・消毒液の設置、検温、マスク着用の徹底。マスクを外す場面では、学校がフェイスガードを用意する。
- ・Zoomを利用して、保護者等は自宅からリモート観覧。

イ 児童生徒、保護者等からの感想など

- ・「学校行事として実施できるのが運動会だけかもしれない」という状況で、児童生徒がとても意欲的に行事に取り組んでいた。
- ・保護者からは、運動会・体育祭を実施してもらえて好意的な声が寄せられている。一方で、「せめて、観覧したかった。」という声が聞こえている。
- ・走競技を増やしたことで、体力的に疲れていた様子が見られた。

(2) 実施しなかった場合の代替措置等

- ・年度末に、学年ごとに球技大会などの体育的行事を実施予定。
- ・演技種目のみを披露する「発表会」のような場を、事前に設けて保護者を招待。

2 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告以降の教職員の感染者は1人、児童生徒の感染者は21人です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は13人、児童生徒の感染者は101人、76校となっています。(令和2年11月4日現在)

3 スクールソーシャルワーカーの活動について

スクールソーシャルワーカー（以下、SSWと記します。）は、福祉の専門職として家庭や友人関係等、児童生徒の置かれている環境に働きかけ、生活の安定を図ることにより、学校とともにいじめ・不登校・虐待などの課題解決にあたっています。ケースによっては、心理の専門職であるスクールカウンセラーとも連携して支援を行っています。

(1) SSWによる支援の状況

- 令和2年度は11名を増員して50名体制とし、全小・中・義務教育学校を対象に要請を受けて支援する派遣型から学校を定期的に訪問して支援する巡回型に完全移行しました。
- SSWは、担当する中学校ブロックの地域で展開されている様々な子どもを支える活動を調査し、支援を必要とする児童生徒の利用につなげたり、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター¹などと連携した支援を行ったりすることで、児童生徒と学校の孤立を防ぐ支援を開始しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により6月から巡回での訪問を開始しました。実質4か月分である上半期の課題別相談件数は、昨年度上半期実績（6か月分）の3倍を超えました。（課題別相談件数 R元年度上半期：459件 ⇒ R2年度上半期実績：1538件（約3.4倍））

(2) 件数増加の状況と背景要因

巡回型への移行により、SSWは、学校にとってより身近な相談しやすい存在になりました。増加傾向にある課題は、次の通りです。（対前年比）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童虐待：104件（5.8倍） | <input type="checkbox"/> 心身・健康・保健：94件（5.7倍） |
| <input type="checkbox"/> 発達障害：289件（5.5倍） | <input type="checkbox"/> 家庭環境：399件（4.6倍） |
| <input type="checkbox"/> 不登校：385件（3.2倍） | <input type="checkbox"/> 非行・不良行為：21件（3.2倍） |

【背景要因】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止による影響などにより、児童生徒とその家族を取り巻く環境が大きく変化し、福祉的な課題が顕在化しつつあります。
- 家族や友人との関係の不調からくる対人関係のストレスが、虐待や家出、自傷行為、SNSでのトラブルなどへとつながりやすい状況にあると考えられます。
- 衛生面などへの留意で努力を続けている教員は、児童生徒と会話するなどの時間を十分に確保しにくい状況にあり、児童生徒は、日常であれば教員との会話の中で解決していく課題を抱え込みやすい状況にあると考えられます。

(3) 巡回型支援による効果

- SSWが定期訪問することで、学校は「なんとなく気になる子」についての相談が可能になり、教員には気づきにくい福祉的な視点からの課題把握やリスク管理ができるようになってきています。
- SSWが機関連携ケース会議の開催を支援することで、学校は、区役所や児童相談所、民間団体等を含めた様々な機関と力を合わせながら支援をする機会が増えています。

¹ 基幹相談支援センター：障害者やその家族などからの相談に対応するとともに、区役所や精神障害者生活支援センター、地域、関係機関等と連携し、地域づくりに取り組む相談支援機関。

(4) 学齢期の児童福祉の課題

- ・ 学校は、要保護児童対策地域協議会²の支援対象児童でなければ、貧困や家族の疾病などの福祉的・医療的な情報を入れたアセスメントを十分に行うことが難しく、課題整理や機関連携による支援、解決までに多くの時間を要しています。
- ・ 学齢期において、区役所は児童生徒の抱える課題を把握しにくい状況にあります。また、支援を必要とする児童生徒は、地域の市民団体などが行う子ども食堂などに頼らざるをえず、活動があまり活発でない地域では、支援を受けることが難しい状況です。
- ・ 学校は、地域で展開されている子ども食堂等の利用に慣れていないため、SSWには、学校と地域団体との信頼関係構築に向けたコーディネートなどの役割が求められています。

(5) SSWによる支援の実例

※事例は本人が特定されないよう加工しています。

Aさん（中3女子、母子家庭） コロナ禍により勤務日数が減ったことから、母は日々の暮らしを必死で支えようとするあまり、一人娘であるAさんの行動に過干渉になり、部活動や外出を制限したり、多くの家事を分担したりするなどした。日々続く母からの叱責に、Aさんは将来への希望を無くして家出を繰り返し、5月、公園で警察に補導され児童相談所に一時保護された。学校は、「保護解除後、再び家出をする可能性が高い」と考えSSWに相談。

◆ 学校からSSWへの依頼内容：

「児童相談所が保護を延長し母子関係の改善を図るよう、働きかけてほしい。」

◆ SSWによる支援

① 課題整理

- ・ 自宅は母の監視下にあり、家事を担っていたため本児には居心地が悪く、ゆっくり休むことができない。
- ・ 食事が十分にとれていないため、イライラしやすく常に不安が大きい。
- ・ 人づきあいが制限されテレビやラジオ、スマートフォン等が無いため、自ら解決方法を探したり、考えたりすることが難しい。

② ケース会議

- ・ 支援目標：家出を繰り返さない環境づくり
- ・ <母から離れる時間の確保>
- ・ ヘルパー利用（児相）
- ・ 居場所の確保（担任・SSW）
- ・ 部活動への参加（顧問）
- ・ <食の確保>
- ・ ハマ弁の利用（管理職）
- ・ こども食堂の利用（SSW）
- ・ 体調管理（養護教諭）
- ・ <情報を得る>
- ・ 図書室の本の貸し出しと本の相談（学校司書）
- ・ パソコンの利用（ケアプラザ）

③ 支援結果

- ・ 家事負担が軽減したこと、社協から文具の提供を受け学用品を揃えられたことから生まれた学び意欲。
- ・ ケアプラザがリモートでの学習支援を開始し、成績が向上。
- ・ 図書などから将来を考える情報を入手。
- ・ こども食堂での様々な大人との出会い。
- ・ **自ら将来の希望を話し、大学進学という目標を持つことができた。**

※表中、「顧問」は部活動顧問の教諭、「児相」は児童相談所

² 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該教員に関する情報

- (1) 年代：60歳代
- (2) 性別：男性
- (3) 職種：中学校教員（非常勤）
- (4) 居住地：横浜市内
- (5) 同居家族：なし
- (6) 経過：10月21日（水）平熱。勤務不要日。午後発熱（37.9℃）。医療機関受診（発症日）
10月22日（木）発熱（38.9℃）。医療機関で検査を受け、陽性判明
※最終出勤日は10月19日（月）です。
- (7) 当該教員の行動
日頃から生徒の前ではマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

臨時休校はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（10月23日現在の累計）

13名

<参考>

市職員の感染状況（10月23日現在の累計）
43名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること)	教育委員会事務局教職員労務課担当課長	石川 達治	Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること)	教育委員会事務局健康教育課長	永井 隆	Tel 045-671-3234

令和元年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

令和元年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為 **5,184件** [対前年度 248件 (4.6%) 減]

小学校は微減 [対前年度 49件 (1.2%) 減] (30年度 4,034件→元年度 3,985件)

中学校は減少 [対前年度 199件 (14.2%) 減] (30年度 1,398件→元年度 1,199件)

- ・小中学校の暴力行為総計では前年度から248件(4.6%)減少しました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年3月)を含みます。》
- ・小学校では生徒間暴力のみ47件(1.5%)増加し、前年度から対教師暴力が35件(10.7%)、対人暴力が9件(60%)、器物損壊が52件(10.2%)減少しました。
- ・中学校では生徒間暴力が前年度から163件(16.0%)減少し、暴力行為総件数は6年連続で減少傾向が続いています。
- ・組織(チーム)対応に加え、未然防止の取組や関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

2 いじめ(認知件数) **5,630件** [対前年度 84件 (1.5%) 増]

小学校は増加 [対前年度 242件 (5.9%) 増] (30年度 4,123件→元年度 4,365件)

中学校は減少 [対前年度 158件 (11.1%) 減] (30年度 1,423件→元年度 1,265件)

- ・いじめの認知件数は小学校で242件(5.9%)増加していますが、中学校では158件(11.1%)減少しています。全体としては84件(1.5%)増加しています。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年3月)を含みます。》
- ・いじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が66.3%と最も多いです。
- ・各学校ではアンケートや教育相談等を通じていじめの認知に努めていますが、児童生徒の中には苦しみを発信することができず、認知につながっていないことがまだあることも考えられます。いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを十分に認識し、なお一層早期発見に努めていきます。

3 長期欠席 **6,786人** [対前年度 410人 (6.4%) 増]

不登校は増加 [対前年度 874人 (17.6%) 増] (30年度 4,978人→元年度 5,852人)

不登校以外の長期欠席は減少 [対前年度 464人 (33.2%) 減] (30年度 1,398人→元年度 934人)

- ・長期欠席者数(年間30日以上欠席)は前年度より410人(6.4%)増加し6,786人でした。そのうち、不登校児童生徒数は874人(17.6%)増加し5,852人でした。長期欠席者数、不登校児童生徒数ともに毎年増加しています。
- ・病気による欠席者数は350人(38.5%)減少し559人、その他の理由による欠席者数は114人(23.3%)減少し375人でした。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的とした家庭との連携や、医療・福祉・フリースクール等の機関連携をはじめ、在籍級以外の特別支援教室等での学習やICTを活用した学習等、個の状況に応じた支援を進めていきます。

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	2,080	2,861	3,461	4,034	3,985	-49	-1.2%
中学校	1,826	1,476	1,468	1,398	1,199	-199	-14.2%
計	3,906	4,337	4,929	5,432	5,184	-248	-4.6%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	192	304	389	326	291	-35	-10.7%
中学校	145	112	104	91	88	-3	-3.3%
計	337	416	493	417	379	-38	-9.1%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	1,525	2,060	2,442	3,185	3,232	47	1.5%
中学校	1,077	929	930	1,017	854	-163	-16.0%
計	2,602	2,989	3,372	4,202	4,086	-116	-2.8%

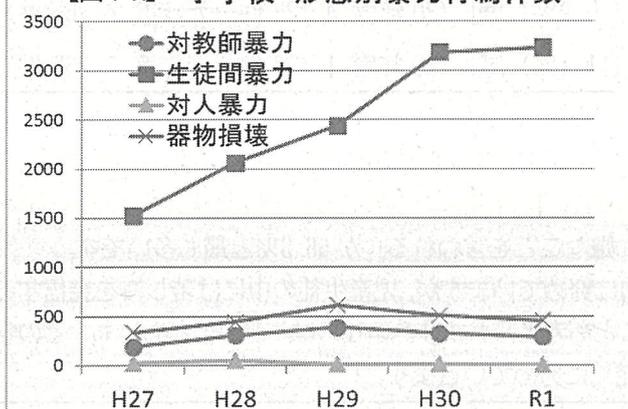
(3) 対人暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	27	52	15	15	6	-9	-60.0%
中学校	11	29	14	4	6	2	50.0%
計	38	81	29	19	12	-7	-36.8%

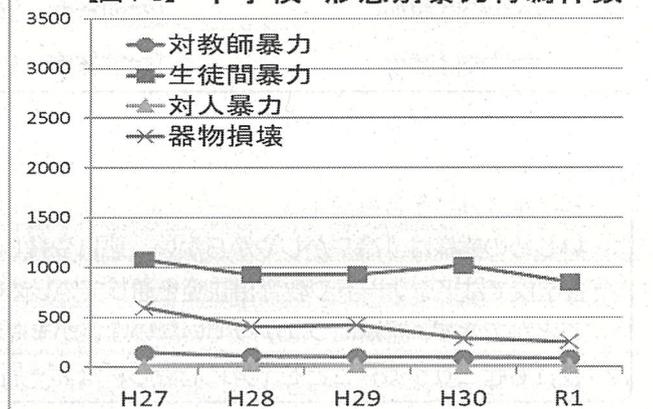
(4) 器物損壊の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	336	445	615	508	456	-52	-10.2%
中学校	593	406	420	286	251	-35	-12.2%
計	929	851	1,035	794	707	-87	-11.0%

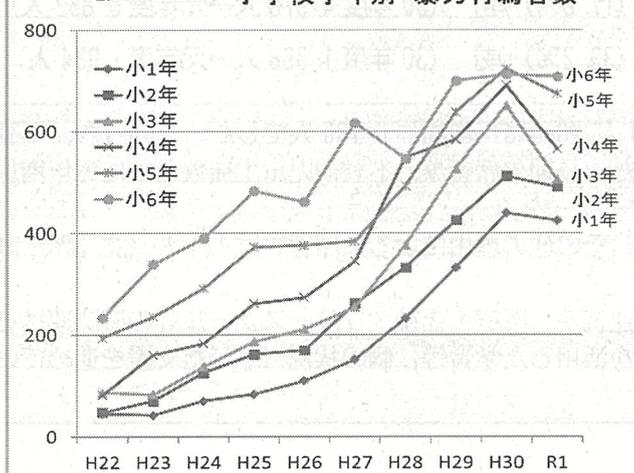
【図1-A】 小学校 形態別暴力行為件数



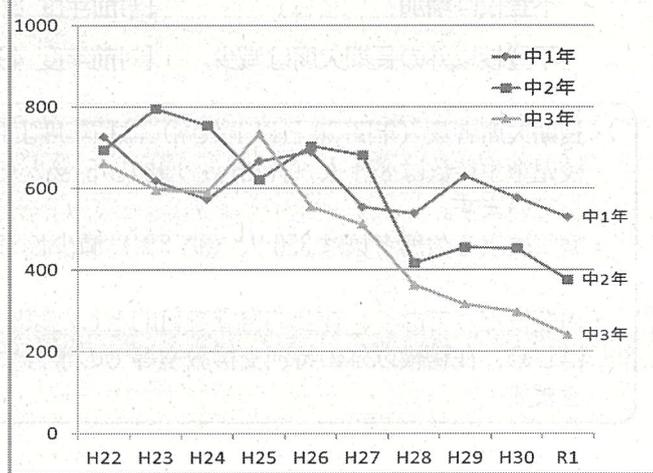
【図1-B】 中学校 形態別暴力行為件数



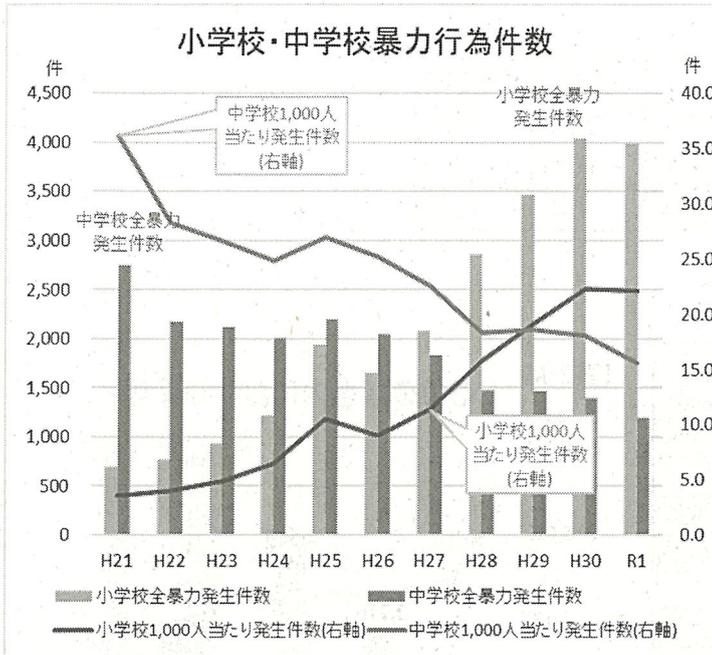
【図1-C】 小学校学年別 暴力行為者数



【図1-D】 中学校学年別 暴力行為者数



【図1-E】



【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	人数	57	66	74	78	100
	件数	547	667	778	621	820
中学校	人数	19	14	12	8	14
	件数	122	80	97	77	96

		人数	回数
小学校	1年	10	122
	2年	18	149
	3年	13	100
	4年	25	210
	5年	22	168
	6年	12	71
中学校	1年	9	58
	2年	4	28
	3年	1	10
合計	合計	114	916

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(R1 学年別人数と件数)

調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比1.2%の減少です。

- ・ 対教師暴力の発生件数が前年度比35件(10.7%)減、器物損壊の発生件数が同52件(10.2%)減とそれぞれ減少しましたが、生徒間暴力の発生件数は同47件(1.5%)増と引き続き増加しています。【表1-1】【図1-A】
- ・ 学年が上がるごとに暴力行為者数も増加する傾向が見られます。【図1-C】
- ・ 5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から22人増加し、その件数は前年度から199件(32.0%)増加しました。【表1-2】【表1-3】 発達の特性やコミュニケーション力の不足によるトラブルなど、年齢相応の社会的スキルが身につけていないことや学習のつまずきといったことが考えられます。

■ 中学校での暴力行為発生件数は6年連続の減少です。

- ・ 中学校では、暴力行為の総計が6年連続で減少しています。生徒間暴力が前年度から163件(16.0%)減少し、器物損壊が同35件(12.2%)、対教師暴力が同3件(3.3%)減少しており、全体として減少傾向が引き続き見られます。

【表1-1】【図1-B】

- ・ 中学校1年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が4年連続で続いています。

【図1-D】

分析と対策

- ・ 小学校では児童間での暴力行為の増加傾向が続いています。自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりするコミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキルといった能力を身につける必要があると考えられます。学年が上がるにつれ暴力行為も増加する傾向があり、低学年の段階でしっかりと寄り添い、個に応じた丁寧な指導やきめ細かな支援をしていくことが暴力行為の減少に繋がると考えられます。
- ・ 中学校では6年連続で暴力行為が減少しています。「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした組織(チーム)による対応と、特に未然防止の取組が定着してきた成果と考えられます。
- ・ 引き続き専任教諭を中心とした組織(チーム)で対応すること、保護者との信頼関係と協力した指導、警察や児童相談所・療育センターといった関係機関との連携を強化することも大切です。
- ・ 横浜プログラムの活用や特別支援の視点を取り入れた教科学習等を学校全体で取り組んでいくことで学級や集団にあたたかな風土を醸成し、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成にも繋がります。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表 2-1】 いじめの認知件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	1,343	2,985	3,566	4,123	4,365	242	5.9%
中学校	509	791	1,083	1,423	1,265	-158	-11.1%
計	1,852	3,776	4,649	5,546	5,630	84	1.5%

(2) 【表 2-2】 いじめの年度内における解消率

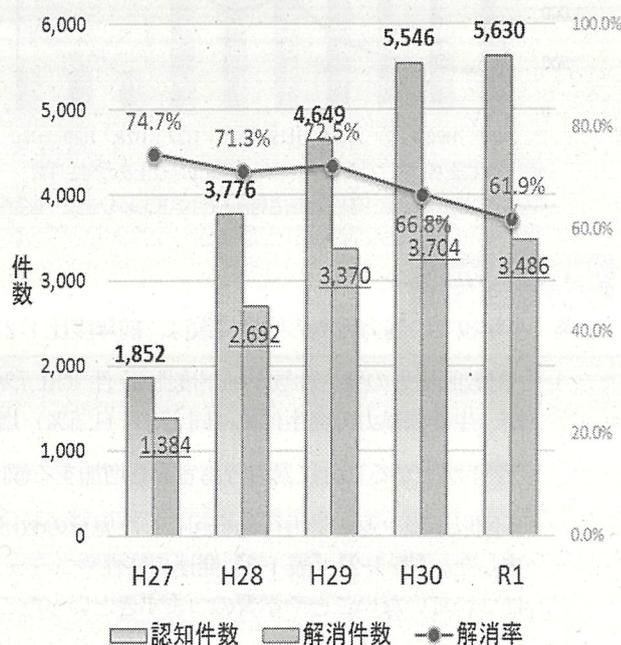
小学校	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	1,343	2,985	3,566	4,123	4,365
解消件数	1,018	2,154	2,605	2,785	2,738
一定解消	321	743	—	—	—
取組中	4	88	961	1,338	1,627
解消率	75.8%	72.2%	73.1%	67.5%	62.7%

中学校	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	509	791	1,083	1,423	1,265
解消件数	366	538	765	919	748
一定解消	142	220	—	—	—
取組中	1	33	318	504	517
解消率	71.9%	68.0%	70.6%	64.6%	59.1%

合計	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	1,852	3,776	4,649	5,546	5,630
解消件数	1,384	2,692	3,370	3,704	3,486
一定解消	463	963	—	—	—
取組中	5	121	1,279	1,842	2,144
解消率	74.7%	71.3%	72.5%	66.8%	61.9%

【図 2-A】

いじめの年度内における解消率



(3) 【表 2-3】 いじめの態様（複数選択回答）

R1	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,829	64.8%	903	71.4%	3,732	66.3%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	604	13.8%	162	12.8%	766	13.6%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする。	1,060	24.3%	147	11.6%	1,207	21.4%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	331	7.6%	55	4.3%	386	6.9%
金品をたかられる。	53	1.2%	32	2.5%	85	1.5%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	348	8.0%	75	5.9%	423	7.5%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	556	12.7%	110	8.7%	666	11.8%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	74	1.7%	132	10.4%	206	3.7%
その他	158	3.6%	47	3.7%	205	3.6%
件数合計（複数回答）	6,013		1,663		7,676	
	※認知件数		4,365		1,265	5,630

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

調査結果から

■ 小中学校総計では、いじめの認知件数が増加しました。（年度内解消率は61.9%）

- いじめの認知件数は前年度から小学校では242件（5.9%）増加、中学校では前年度から158件（11.1%）減少しました。小中合計では前年度から84件（1.5%）増加しています。【表 2-1】
- 年度内での解消率は61.9%ですが【表 2-2】【図 2-A】国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（H29.3）で「いじめの解消している状態」*として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消が確認することができな

いケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、慎重に見極めて解消の判断をしている結果とも考えられます。

※昨年度は、3月3日より新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業となりました。学校が再開した6月以降は、解消数が大幅に増えました。年度をまたぎ、当該児童生徒や保護者に心身の苦痛を感じていないかを丁寧に確認した結果であると考えます。(県の調査に基づき、3か月後の令和2年7月末において、在籍している児童生徒に対して確認できた解消件数1,174件を加えた解消率は82.8%となっています。)

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月(目安)止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない(本人・保護者に面接等により確認) 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(29年3月改定)より

■ **いじめの態様は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3,372件(66.3%)を占めます。**

- ・小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっとも多く、昨年に続き高い割合です。また、割合としては少ないものの、「金品をたかられる」が85件ありました。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」、「ひどくぶつかられたり…」(計31.9%)、「仲間はずれ、集団による無視をされる」(13.8%)といった被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」(10.4%)の被害の訴えが増加する傾向があります。【表2-3】

(4) いじめの発見のきっかけ

調査結果から

■ **いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,240件(39.8%)、「本人からの訴え」1,510件(26.8%)、「学校の教職員等が発見」1,418件(25.2%)の3つです。** 【表2-4】いじめ発見のきっかけ

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」以外では、「学級担任が発見」(14.2%)、「アンケート調査など学校の取組により発見」(6.0%)、「他の児童生徒からの情報」(5.0%)となっています。【表2-4】

- ・「アンケート調査など学校の取組により発見」は29年度より続けて増加しています。

H29 : 196件(4.2%)

H30 : 263件(4.7%)

R元 : 337件(6.0%)

R1	R1	
	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,418	25.2%
学級担任が発見	802	14.2%
学級担任以外の教職員が発見	242	4.3%
養護教諭が発見	31	0.6%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	6	0.1%
アンケート調査など学校の取組により発見	337	6.0%
●学校の教職員以外からの情報により発見	4,212	74.8%
本人からの訴え	1,510	26.8%
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,240	39.8%
他の児童生徒からの情報	280	5.0%
他の保護者からの情報	145	2.6%
地域の住民からの情報	11	0.2%
学校以外の関係機関からの情報	22	0.4%
その他(匿名による情報など)	4	0.1%
計	5,630	100.0%

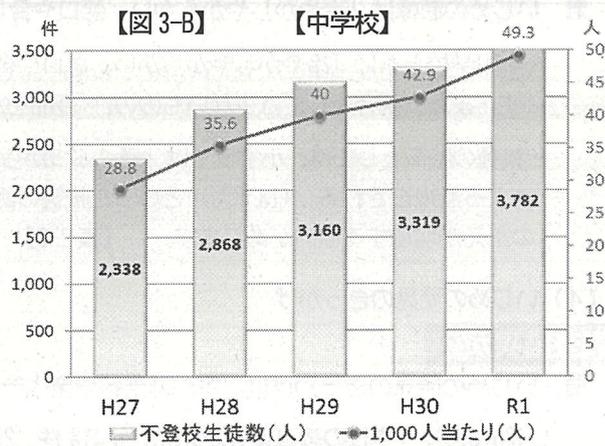
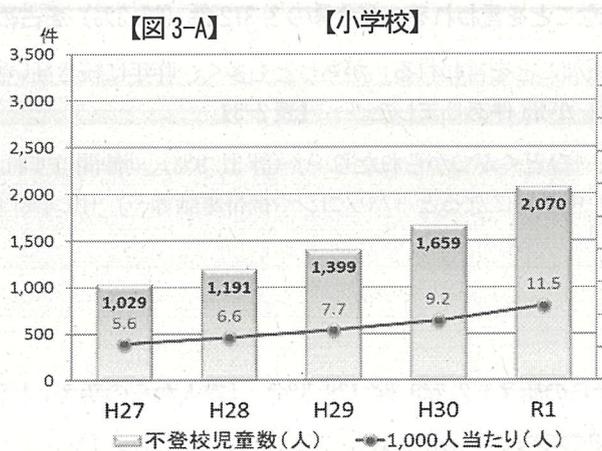
分析と対策

- ・認知したいじめへの対応が大切です。組織で迅速な対応を行うとともに、被害児童生徒の思いに寄り添い、継続して見守りをすることが被害児童生徒の安心と安全につながると考えます。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなっています。児童生徒が悩むことなく相談することができるように、日頃から児童生徒との信頼関係をつくることや定期的な教育相談、アンケートの実施や横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を行います。
- ・児童生徒が互いを認め合う心もち、関係を築いていくことができるように指導・支援を行い、「いじめが起りにくい学級風土づくり」を推進するとともに、横浜子ども会議の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことが大切です。
- ・金銭授受については、「子ども同士のお金のやり取りはいけなないこと」として、年度当初等にリーフレットを配布して啓発をしています。認知した際には警察等との連携を図っていくことも必要です。
- ・「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、事実が把握されにくく、気づいたときには被害が拡大していることがあります。小学校低学年からの計画的なネットリテラシー教育や情報モラル教育等の実施、フィルタリングの徹底等について保護者への啓発を行っていきます。
- ・今年度は特に新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を推進します。
- ・引き続き「いじめ重大事態に関する再発防止策」(H28年度策定)の8項目34の取組を確認するとともに、当たり前のことを確実に実行していきます。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数 【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
病気	885	845	862	909	559	-350	-38.5%
経済的理由	11	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	3,367	4,059	4,559	4,978	5,852	874	17.6%
その他	821	448	472	489	375	-114	-23.3%
合計	5,084	5,352	5,893	6,376	6,786	410	6.4%



※「1,000人当たり」は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

【表3-2】【欠席日数別】

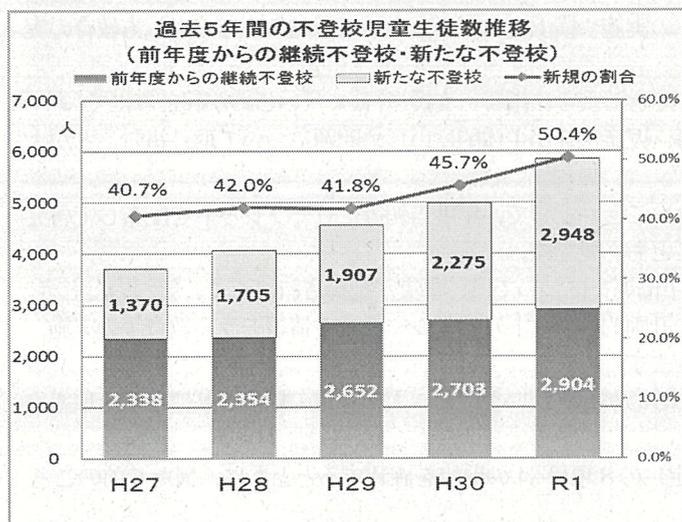
小学校	H27		H28		H29		H30		R1		割合
	不登校児童数	1,000人当たり									
①30～89日	541	3.0	679	3.7	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	59.2%
②90日以上	488	2.7	512	2.8	680	3.8	755	4.2	844	4.7	40.8%
③合計(①+②)	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	100.0%
④出席10日以下	122	0.7	89	0.5	103	0.6	112	0.6	140	0.8	6.8%

※④の不登校児童数は②の内数

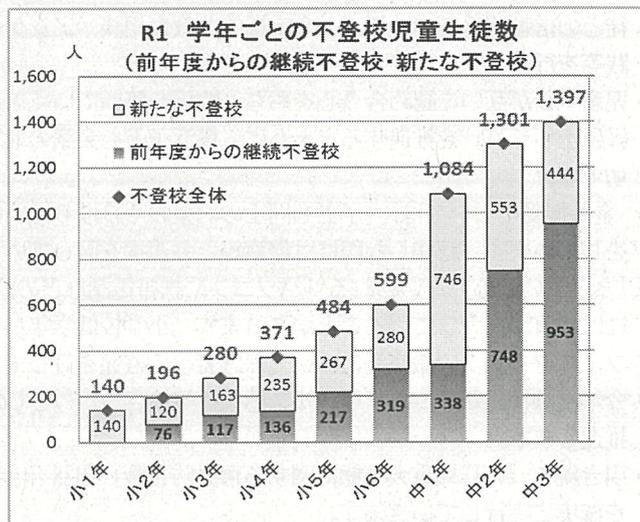
中学校	H27		H28		H29		H30		R1		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
①30～89日	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	38.3%
②90日以上	1,566	19.3	1,812	22.5	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	61.7%
③合計(①+②)	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	100.0%
④出席10日以下	425	5.2	424	5.3	447	5.7	495	6.4	534	7.0	14.1%

※④の不登校生徒数は②の内数

【図3-C】 新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】 不登校の状況（学年別）



調査結果から

- 長期欠席者のうち、病気は前年度比 350 人 (38.5%)、その他は同 114 人 (23.3%) 減少しました。前年度からの継続ではない新たな不登校の数は、不登校全体の約半数の 50.4% (前年度 45.7%) です。

・H27 年度以降、全体、小・中学校とも不登校の増加傾向が続いています。【表 3-1】

(前年比不登校増加率 H28 年度 20.6%増→ 同H29 年度 12.3%増→ 同H30 年度 9.2%増→ 同R 元年度 17.6%増)

・小学校では 30～89 日の欠席児童が 1,226 人 (59.2%)、中学校では 90 日以上の欠席生徒が 2,332 人 (61.7%) と不登校全体の半数以上を占めています。【表 3-2】

・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の 50.4% (前年度 45.7%) です。【図 3-C】 中学校 1 年生の不登校生徒数に占める新規生徒数が多くなっています。【図 3-D】

(2) 【表 3-3】 不登校の要因と考えられる状況

区分 学校種		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学・転編入学、進級の不適応	家庭の生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行		無気力・不安
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	207	63	94	7	1	17	68	46	293	37	265	897	73
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	14	112	41	177	9	2	16	41	48	309	50	182	272	10
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	757	38	278	36	44	28	147	86	218	66	365	1,676	41
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	8	217	37	262	57	40	18	49	36	163	62	166	425	2
①合計		4	964	101	372	43	45	45	215	132	511	103	630	2,573	114
②合計		22	329	78	439	66	42	34	90	84	472	112	348	697	12
①主たる要因の件数合計に対する割合		0.1%	16.5%	1.7%	6.4%	0.7%	0.8%	0.8%	3.7%	2.3%	8.7%	1.8%	10.8%	44.0%	1.9%

※令和元年度より調査項目が変更となりました

調査結果から

- 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 16.5%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が 8.7%、本人に係る状況では「無気力・不安」が 44.0%と高い割合を占めています。【表 3-3】

・不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外(複数回答可)の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」(1,169 件)、「親子の関わり方」(602 件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(447 件)が多く、中学校では「無気力・不安」(2,101 件)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(974 件)、「学業の不振」(540 件)が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校になる要因は個々の状況により様々です。また、複数の要因が絡み合って不登校になると考えられます。個々の状況を正確に把握し、専門家を交えたアセスメントと支援を行う必要があります。
- ・不登校の状況にある児童生徒への支援は、再登校だけでなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していきます。
- ・日常の授業や行事等において児童生徒が主体的に取り組み、安心して過ごせるための「居場所づくり」や、自己肯定感を高める「絆づくり」を意図的・組織的に行い、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・教育相談をはじめ、在籍級以外の特別支援教室等の環境整備や民間教育施設と連携した学習支援など、個々の不登校状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について教職員の理解を深め、新たな不登校を生まないための学校風土づくりが大切です。また、小中学校による進級の際の引継ぎや個に応じた支援の引継ぎの充実を図ります。

(3) 【表3-4】不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

R1	相談・指導を受けた機関等(複数回答)										合計
	教育支援センター (適応指導教室)	教育委員会及び教育 センター等教育委員 会所管の機関	児童相談所、福祉事 務所	保健所、精神保健福 祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の 機関等	養護教諭による 専門的な指導	スクールカウンセ ラー・相談員等に よる専門的な相談		
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873

調査結果から

■ 不登校児童生徒に対して、状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。

- ・ カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わった不登校児童生徒数は2,331人(前年比413人、21.5%増)です。
- ・ 民間団体、民間施設による支援は、学校が把握できるもので353人(前年比78人、28.4%増)です。
- ・ 横浜教育支援センター※(ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム)による支援者数は447人(前年比14人、3.2%増)です。
- ・ 病院、療育センターなど医療と連携した支援は1,011人(前年比247人、32.3%増)です。 【表3-4】
- ・ これとは別に、教育相談に関する調査項目では、R元年度はスクールソーシャルワーカーが320校(全小中学校数490校の65.3%)において活動実績があり、不登校以外も含めた支援にあたっています。

分析と対策

- ・ H29年度からすべての中学校ブロックで同じカウンセラーの配置を行っており、長期欠席児童生徒やその保護者に対して、進級・進学時でのスムーズな支援に繋がっています。心理の視点からのアセスメントや必要に応じて医療機関の紹介といった関係機関連携にも力を発揮しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけでなく、保護者の困り感に寄り添い、相談に乗るとともに、福祉の視点から課題整理や環境調整といった場面で力を発揮しています。
- ・ 教育総合相談センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催や横浜教育支援センターでのハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。
- ・ 社会的自立を目的としたフリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進し、特に出席10日以下の児童生徒への丁寧な支援を行っていきます。

※「横浜教育支援センター」では、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、不登校の児童生徒が、将来的に社会的自立ができるようにすることを目的として、対象とする児童生徒の在籍校と連携を図りながら運営をしています。

児童生徒の状況に応じて、大きく3つの事業を実施しています。

- ①「ハートフルフレンド」ひきこもりがちな児童生徒の家庭に、兄や姉に相当する世代のハートフルフレンド(大学生・大学院生)が、訪問をして話し相手・遊び相手になることで状態の緩和を図る
- ②「ハートフルスペース」学校とは別の施設に、週に1~2回通室し、支援員をはじめ、ボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどをして過ごす
- ③「ハートフルルーム」市内の学校に設けられた別教室に毎日通室し、支援員をはじめ、ボランティアとの様々な活動を通して基本的な生活習慣や学習習慣を身につける

といった支援を児童生徒に行います。

また、保護者同士の情報交換会等の場や、民間教育施設との協働した体験活動も実施しています。

懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について

教育委員会は、平成28年8月1日、児童に対し、胸ぐらを手で掴み胸もとを押して叱責する等体罰を行ったなどとして、横浜市立小学校教諭に対し戒告処分を行いました。

この処分について、被処分者は平成28年10月28日付で横浜市人事委員会へ、処分の取消しを求め、審査請求を行いました。

人事委員会での審査の結果、令和2年10月28日戒告処分を取り消す裁決が出されました。

1 裁決の骨子

- (1) 処分者は、本件審査請求手続において、処分対象行為の存在を認めるに足りる証拠等を提示しているとはいい難い。
- (2) 体罰に関する報告書の作成に際しても、請求者の確認を十分に求めたかどうか疑義がある。
- (3) 事案発生時に現場の近くにいた児童への聞き取りにおいて、合理的理由なく、児童1人のみを対象とし、他の2人から聞き取りをしていない。
- (4) 請求者についても、その主張には正確性に疑義があるが、本件にあつては、処分対象行為が行われたという事実の存在を認めることはできない。

よって、本件処分は、その前提を欠くものとして違法と判断すべきであり、取消しを免れ得ない。

2 原処分の概要

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭 (30歳代)
処 分 日	平成28年8月1日 (月)
処 分 内 容	戒告
概 要	当該教諭は、平成28年2月9日 (火) 当時担当していた学年の児童に対し、胸ぐらを手で掴み胸もとを押して叱責する等体罰を行った。加えて、当該児童に対し、言葉による暴力とも取れる発言をした。

<参考>審査請求について

職員は、その意に反して懲戒その他の不利益な処分を受けた場合には、人事委員会に審査請求をすることができます。(地方公務員法第49条の2)

審査請求があった場合、人事委員会は、その処分の違法性・不当性を審査して、裁決（処分取消し、処分修正又は請求棄却）を行い、必要がある場合には処分によって受けた不当な取扱いを是正するための措置を任命権者に指示します。

裁決は書面により行い、当事者に送達することによって、その効力を生じることになります。